

目 的

酒田市認定地域クラブにおいて、「指導者・酒田市スポーツ文化サポーター」による暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者等の認定や研修に関する基準を示す。

指導者・サポーター

指 導 者：認定地域クラブ活動における安全管理及び技術指導等、並びに認定地域クラブ活動に係る活動の計画の作成及び参加者との連絡調整等に携わる者

サポーター：認定地域クラブ活動における安全管理及び指導スタッフの補助並びにクラブの運営（事務処理等）に携わる者

認定要件

次の要件のいずれにも該当しない者を、酒田市認定地域クラブの指導者・サポーターとして認定・登録する。

- (1) 未成年者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校及びこれに類する学校に在籍する者
- (3) スポーツ活動又は文化芸術活動に対する熱意に欠ける者
- (4) 暴言、体罰、ハラスメントその他の不適切な行為(以下「不適切行為」という。)の防止について理解が不十分で、不適切行為により本市及び他の教育委員会、中央競技団体、スポーツ文化芸術協会・連盟等から処分を受けた者
- (5) 過去に性犯罪により有罪となった者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する者に該当せず、また、当該規定する者及び同条第2号に規定する団体と密接な関係を有する者
- (7) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (8) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

指定研修

- (1) 義務研修 「サポーター・セミナー」
指導技術のみならず、資質・能力向上を目的とした年2回の受講を義務づける。
- (2) 代替研修
 - ① 山形県が行う研修
 - ② 認定地域クラブ活動の運営団体が行う研修
 - ③ スポーツ・文化芸術団体や大学等が行う研修（eラーニングも含む）
- (3) 「未受講への厳正対処」

認定手続き

- (1) 認定を受けようとする者は、教育長が設置する指導者・サポーターバンクに、「認定申請書」と「誓約書」に必要事項を入力して申請する。
- (2) 教育長は「認定申請書」と「誓約書」の内容を確認し、要件を満たし適正と認められる場合は、酒田市認定地域クラブの指導者・サポーターとして認定し、「認定証」を発行する。
- (3) 申請は、令和8年10月16日から順次受け付ける。

有効期間

- (1) 期間は4年間。（3年経過後、最初の3月31日まで）
- (2) 年度途中で新規登録された場合でも、認定された年度を1年目とする。
- (3) 有効期間終了後は、再認定の申請手続きをする。

